**覚醒剤　　　　　　　　指定証記載事項変更届**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 |  | 指定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 変更すべき事項 |  |
| 変更前 | 業務所の名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 変更後 | 業務所の名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 変更の事由及び年月日 | 年　　月　　日 |

　　覚醒剤取締法第１２条第　　項の規定

により指定証を添えて届け出ます。

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　住　所

　　　　氏　名

厚生労働大臣

　　　　　　　殿

大阪府知事

覚取法１２条

１．留意事項

（１）届出期限　事由が生じた日から１５日以内

（２）記載事項変更届が必要な事項

　１）覚醒剤製造業者

　　　　製造所の名称、氏名（法人にあっては名称）、住所（法人にあっては主たる事

務所の所在地）

　２）覚醒剤施用機関

　　　　病院又は診療所の名称

　３）覚醒剤研究者

　　　　研究所の名称、住所、氏名

（３）届出義務者

　１）覚醒剤製造業者　　　　　・・・事業主

　２）覚醒剤施用機関　　　　　・・・病院又は診療所の開設者

　　　　国又は地方公共団体が開設する覚醒剤施用機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　病院又は診療所の管理者（院長）

　３）覚醒剤研究者　　　　　　・・・研究者本人

２．添付書類

　　覚醒剤関係指定証

３．記載上の注意

　　「変更前」欄については、すべての事項を記載すること。

　　「変更後」欄については、変更した事項のみ記載すること。

４．提出部数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 知事指定 | 大臣指定 |
| 生活衛生室薬務課管内 | １部 | ３部 |
| 保健所管内 | １部 | ３部 |